

航空宇宙関連産業基盤強化事業費補助金 Q&A 集

令和8年5月19日

○補助対象事業への該当について【A 枠・B 枠】

Q1)【A 枠】補助対象事業の技術開発や実証試験等の区分は「航空機」「ロケット・人工衛星」「宇宙サービス」「その他」だが、例えば航空機やロケットの部品そのものではなく、それらの部品を製造する際に使われる治具の試作品を製造するような場合は補助対象となるか。

【B 枠】航空機や宇宙機の製造の際に用いられる物品を製造している場合、その物品の増産による取引拡大を目的とした機械設備の導入は補助対象となるか。

A1)【A 枠】その物品が汎用的に用いられる物ではなく、航空宇宙関連部品の製造にのみ用いられる物である場合は補助対象となり得ます。申請の際に、どのように航空宇宙関連産業に紐づくかを明らかにしていただく必要があります。

【B 枠】その物品が汎用的に用いられる物ではなく、航空宇宙関連部品の製造にのみ用いられる物である場合は補助対象となり得ます。申請の際にどのように航空宇宙関連産業に紐づくかを明らかにしていただく必要があります。

Q2)【A 枠】既に自社で製造・加工している航空宇宙分野の物品について改良を加えたい。この場合、申請可能か。

A2)可能です。

Q3)【A 枠】開発に際し、現在県内に拠点を建設中であり、建設前までは県外の別の研究機関で開発を進め、施設完成後県内での研究としたい。この場合、県外の研究施設も含まれるが申請することは可能か。

A3)県内の実施分について、他の実施場所の実施分と内容・経費を明確に区分でき、かつ県内の実施分のみで十分に成果を挙げられる見込みのある場合は申請できます。県外の研究施設等と内容が不可分である場合は、申請することができません。また、補助対象期間は県内の拠点完成後となります(完成が遅れた場合は補助事業開始日も遅れることとなります。)

Q4)【A 枠】補助対象事業に「その他」の記載があるがどのような区分か。

A4)例えば、軽量化に向けた素材開発など複数の分野にまたがり「航空機」「ロケット・人工衛星」「宇宙サービス」の分類では分類困難な場合は「その他」の区分としてください。その場合は、具体的な分野等の記載をお願いします。

Q5)【A 枠・B 枠】同一年度内に複数回申請する場合、既に交付決定を受けている内容と類似する内容(経費の重複はしない)で申請することは可能か。

A5)【A 枠】補助対象となり得ますが、先に申請している内容との差異を明示いただくとともに、補助対象経費について先の申請分と明確に区別していただく必要があります。

【B 枠】補助対象となり得ますが、先に申請している内容との差異を明示いただくとともに、同一または類似の機器を導入する場合は、従前の申請に含めなかった理由について

ご説明願います。

○経理手続きについて(旅費)【A 枠】

Q5) 人事異動または組織改正により、当初研究開発体制図に入っていない職員が補助事業について出張する必要が生じた。この場合、旅費は補助対象となるか。

A5) すでに補助対象と認められている組織である場合は、人事異動等証明できる書類等を提出することで補助対象とできます。既存の部署に加えて新設の組織を補助対象とする場合は、組織改正後の研究開発体制図等の作成が必要です。

Q6) 飛行機等を利用する出張で、欠航等によりキャンセル料が発生した場合は経費として認められるか。

A6) やむを得ない事情(先方の急用により予定がキャンセルとなった、等)による場合は経費として認められます。また、天候不順による飛行機等の欠航により代替交通手段を使用した場合の差額も旅費として経常できます。ただし、自己都合及び自社都合によるキャンセル料等は計上できません。また、キャンセル料等を計上した結果当初計画の補助対象経費を超える場合でも、そのことによる補助額の増額申請を行うことはできません。

Q7) 海外出張で複数日滞在した場合、旅費の為替レートはどのように計算するか。

A7) 原則として、最初に両替を行った日の為替レートを使用してください。振込の場合は、振込当日の為替レートを使用してください。

Q8) タクシーチケットによるタクシー料金の支払いは可能か。

A8) 可能です。その場合は領収書写しと理由書に加えタクシーチケットの写しも添付してください。ただし、支払いに係る各種手数料等は補助対象外です。

Q9) 出張に際し荷物が多いためレンタカーを借りたい。この費用は旅費として認められるか。

A9) 補助事業で利用する航空宇宙関連機器を運搬するため、公共交通機関と比較して安い等の合理的な理由がある場合は補助対象として認めます。使用により生じた高速代、駐車料金、ガソリン代については、必要書類を添付した上で、当補助事業にかかる部分のみ補助対象となります。

○経理手続きについて(消耗品費)【A 枠】

Q10) 「購入時・納品時において当補助事業用に厳格に区分し管理している」状態とはどの程度の状態を指すか。

A10) 例えば、補助事業用の物品とそれ以外の物品で保管場所が異なり混同する可能性がない、補助事業用の物品それぞれにテプラ等でマーキングがしてある、等、外形上明白に区別できている状態を指します。

Q11) 10万円未満のため、消耗品費で事業に使うパソコンを購入したい。この場合、補助対象経費に含めて良いか。

A11) 原則として認められません。機械設備費同様、事業終了後本事業の目的以外に容易に転用可能な物品の購入は補助対象外です。

Q12) 物品購入に伴う送料は補助対象となるか。

A12) 補助対象とします。ただし速達料金、深夜配送等にかかる特別料金は補助対象外とな

る場合がありますので、事前に相談をお願いします。

○経理手続きについて(機械設備費)【A 枠】

Q13)当該事業について、専用のパソコンが必要である。外形上転用可能ととれるが、補助対象となるか。

A13)理由書等を添付し、事業に必要かつ容易に転用することが難しい(ex:機械設備に付帯し一体として運用されている、等)と判断できる場合は、購入費用または補助対象期間についてリースまたはレンタルの費用を補助対象経費とします。

Q14)事業に必要な機械設備を導入するために、建屋の増築が必要となる。この場合、増築するための費用を機械設備費として補助対象になるか。

A14)建屋の増築費用は補助対象外となります。また、不動産の取得が必要な場合の費用も補助対象外となります。

Q15)リース契約に特約がついている。この費用は補助対象となるか。

A15)特約については補助対象外です。

○経理手続きについて(外注費)【A 枠】

Q16)研究の一部を大学等の研究機関にお願いしたいが、この費用は外注費に含まれるか。

A16)事業の本質に関する部分の研究を外注することは、一切認められません。それ以外であれば外注費に計上できます。

○経理手続きについて(人件費)【A 枠】

Q17)補助対象となる人件費は何か。

A17)事業に直接従事する研究員等の従事者が当該補助事業に直接従事した時間に対する人件費が対象となります。なお、補助事業以外の業務に従事した時間、休憩時間、年次有給休暇取得時間は従事した時間には含まれません。

○経理手続きについて(開発費・実証試験費)【A 枠】

Q18)実証試験のために屋外に土地を確保したい。この場合、補助対象となるのか。

A18)事業実施期間のうち、必要と認められる期間については賃貸契約による場合のみ補助対象とします。購入・取得にかかる経費は補助対象外です。

Q19)「安全確保のために必要な経費」とは、具体的にどのようなものか。

A19)例えば、実証試験を行う際危険を伴うため、立ち入りを制限する用に配置するガードマン代、実証試験時に必要なため施設等が購入し用意した緩衝材代等が挙げられます。

○経費手続きについて(開発費・各種試験に伴う手数料等)【A 枠】

Q20)「補助事業に必須と判断できないものは補助対象外」とあるが、具体的にどういうことか。

A20)例えば、評価試験に用いる試験機器の検査や修繕、校正に要する費用のように、一般的に補助事業の遂行に必須とは判断できない費用は補助対象外となります。

Q21)屋外で実証試験を実施するにあたり、試験に必要な検査機器をリース契約した。この費用は機械設備費か、開発費か。

A21)機械設備費に計上してください。

○経費手続きについて(開発費・指導費)【A 枠】

Q22)1時間未満の時間数はどのように計算するか。

A22)社内に謝金規定がない場合は、国が公表している「謝金の標準支払基準」を参考に30分未満を切り捨て、30分以上を切り上げとしてください。

○経費手続きについて(開発費・航空宇宙関連機器等の運送費)【A 枠】

Q23)「航空宇宙関連機器保護に必要な経費」とは具体的にどういうことか。

A23)航空宇宙関連機器保護の梱包材や専用コンテナ代、航空宇宙関連機器の運搬保険料等が想定されます。

Q24)航空宇宙関連機器を陸運する際、車両の保険と航空宇宙関連機器の運送保険が不可分である。この場合は補助対象となるか。

A24)補助対象となる保険は、航空宇宙関連機器本体に対する保険のみです。車両と不可分である場合は補助対象外です。なお、保険についても可能な範囲で複数見積もりを取るようしてください。

○経理手続きについて(設備導入費)【B 枠】

Q25)当該事業について、専用のパソコンが必要である。外形上転用可能ととれるが、補助対象となるか。

A25)理由書等を添付し、事業に必要かつ容易に転用することが難しい(ex:機械設備に付帯し一体として運用されている、等)と判断できる場合は、購入費用を補助対象経費とします。

Q26)機械設備を導入するために、建屋の増築が必要となる。この場合、増築するための費用は補助対象になるか。

A26)建屋の増築費用は補助対象外となります。また、不動産の取得が必要な場合の費用も補助対象外となります。

Q27)機械設備を購入ではなくリース契約で導入したい。この費用は補助対象となるか。

A27)機械設備リース・レンタル費用については補助対象外です。